

標茶町労働者生活安定資金貸付制度

●制度の内容

- 貸付対象 前年の総収入が150万円以上～700万円以下の労働者
標茶町に住所を有し、現に標茶町に居住している労働者
- 融資金額 1人70万円以内
- 融資期間 5年以内
- 融資利率 1.3%（自己負担）
- 信用保証 北海道勤労者信用基金協会の保証付
（償還期間内に償還を完了した場合、町が保証料を全額補助）
- 取扱金融機関 北海道労働金庫釧路支店
- 貸付条件 ①北海道労働金庫釧路支店の貸付条件に該当するもの
②町税を完納しているもの、又は納入を約束しているもの

季節労働者向け 労働者生活安定資金貸付制度

●制度の内容

- 貸付対象 前年の総収入が600万円以下の労働者
- 融資金額 1人20万円以内
- 融資期間 3年以内
- 融資利率 1.3%（自己負担）
- 信用保証 北海道勤労者信用基金協会の保証付
（償還期間内に償還を完了した場合、町が保証料を全額補助）
- 取扱金融機関 北海道労働金庫釧路支店
- 貸付条件 ①北海道労働金庫釧路支店の貸付条件に該当するもの
②町税を完納しているもの、又は納入を約束しているもの
③現在標茶町に住所を有する季節労働者
（完済時の満年齢が70歳未満）
④毎年一定期間勤務する季節労働者
※但し、勤続年数は2年間の通算勤続年数が12ヶ月以上のもの
⑤雇用保険被保険者証又は出稼ぎ労働者手帳を所持しているもの